## ○●自己負担限度額●○

## 【70歳未満の方】

(平成27年1月1日から)

Ī.	听得区分(※2)	自己負担限度額	
上位所得者①	所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当 140,100円(※1)〉	
上位所得者②	所得600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当 93,000円(※1)〉	
一般①	所得210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当 44,400円(※1)〉	
一般②	所得210万円以下	57,600円 〈多数回該当 44,400円(※1)〉	
低所得者	住民税非課税世帯(※3)	35,400円 〈多数回該当 24,600円(※1)〉	

- 多数回該当:過去1年以内に3回以上、上限額に達した場合は多数回該当となり4回目以降の上限額が下がります。 所得については同一世帯のすべての被保険者の年間基準所得額になります。 %1 %2
- 住民税非課税世帯:同一世帯の世帯主と被保険者全員が住民税非課税の方。 (未申告の場合は、「上位所得者①」扱いとなりますので必ず所得の申告をしてください。)

## 【70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)】

(平成30年分8月1日から)

負担割合	所得区分			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み所得者(※2)	Ш	課税標準額 690万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当 140,100円(※1)〉	
		П	課税標準額 380万円超	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当 93,000円(※1)〉	
		I	課税標準額 145万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当 44,400円(※1)〉	
	一般			18,000円 (年間上限額 144,000円)(※4)	57,600円 〈多数回該当 44,400円(※1)〉
2割	住民税非課税世帯 (低所得者)	区分Ⅱ(※3)		8,000円	24,600円
		区分 I (※3)			15,000円

- 多数回該当:過去1年以内に3回以上、上限額に達した場合は多数回該当となり4回目以降の上限額が下がります。現役並み所得者:同一世帯に課税標準額が145万円以上の70歳から74歳までの被保険者がいる方。ただし、70歳以上の被保険者の年収の合計が一定額未満(単身世帯:383万円未満、2人以上の世帯:520万円未満)の場合は申請により「一般」となります。また、年間基準所得の合計額が210万円以下の場合も「一般」となります。区分I:同一世帯の世帯主およびすべての被保険者が住民税非課税の方。区分I:同一世帯の世帯主およびすべての被保険者が住民税非課税の世帯で、世帯主およびすべての被保険者の所得が一定基準に満たない方。
- ж3
- ※4 年間とは、毎年8月から翌年7月までの期間となります。